

# 令和5年度 第6回能代市活力ある高齢化推進委員会

日 時 令和6年2月16日(金)  
午後6時30分～  
場 所 能代市役所 会議室9・10

## 次 第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 案件
  - (1) 地域包括支援センター運営協議について … P 1
  - (2) 能代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について (資料当日配付)
    - ・パブリックコメントの実施結果について
    - ・最終計画案について
- 4 その他
- 5 閉会



## 令和5年度能代市地域包括支援センター事業実績

場所：市内4カ所（本庁・北・南・二ツ井）

開館：月～土（日・祝・年末年始除く） ※時間外・夜間は電話転送対応

時間：午前8時30分～午後5時15分（本庁、南）  
午前8時30分～午後5時30分（北、二ツ井）

### ①総合相談支援事業

#### ●相談方法（のべ件数）

	R3年度	R4年度	R5.12月
電話	9,145	10,232	8,758
来所	784	1,134	877
訪問	3,073	3,343	2,812
合計	13,002	14,709	12,447

#### ●主な相談内容（のべ件数）

項目	R3年度	R4年度	R5.12月
介護相談	6,017	7,050	5,482
施設相談	949	1,653	1,341
医療・健康	2,008	1,833	1,442
高齢者福祉	882	819	573
情報収集・提供	4,939	5,165	4,512
身体障がい関係	99	197	239
虐待関係	28	147	162
権利擁護関係	696	717	472
認知症関連	—	2,011	1,050
その他	2,394	1,237	1,351
合計	18,012	20,829	16,624

### ②権利擁護事業

#### ●主な相談内容（のべ件数）※再掲

項目	R3年度	R4年度	R5.12月
虐待関係	28	147	162
権利擁護関係	696	717	472
合計	724	864	634

#### ●虐待に関する相談（実人員）

※包括支援センター及び長寿いきがい課

項目	R3年度	R4年度	R5.12月
「虐待の疑い」通報件数	9	15	12
「虐待」認定件数	2	5	0

### ③包括的・継続的マネジメント事業（ケアマネジャー支援及び地域連携）

項目	R3年度	R4年度	R5.12月
ケアプランチェック(件数)	834	852	601
ケアマネ研修会(回数)	4	4	3
同(参加人数)	326	304	200

※R3～R4研修会はハイブリッド式で開催のため、参集人数とオンライン参加人数の合計となっています。

### ④介護予防サービス計画作成（対象：要支援）

	R3年度	R4年度	R5.12月
件数	2,882	3,216	2,616
うち包括	745	968	894
うち委託	2,137	2,248	1,722

⑤介護予防ケアマネジメント事業（対象：総合事業サービス利用者）

	R3年度	R4年度	R5.12月
件数	4,625	4,362	3,309
うち包括	1,992	2,010	1,724
うち委託	2,633	2,352	1,585

⑥介護予防教室事業

一般教室(出前講座含)	R3年度	R4年度	R5.12月
回数	162	265	277
のべ参加者	1,927	3,026	4,008

通所型C(複合プログラム)	R3年度	R4年度	R5.12月
回数	119	129	108
のべ参加者	820	810	637

通所型C(運動器)	R3年度	R4年度	R5.12月
回数	96	171	175
のべ参加者	1,243	1,491	1,650

※公募事業者に委託して実施

教室終了者への支援	R3年度	R4年度	R5.12月
立ち上げ支援回数	—	12	19
自主グループ数	0	1	2

※内訳：教室開催回数のうち、教室終了者への自主グループ立ち上げ支援を行った回数

⑦家族介護支援事業

※上段：回数 下段：のべ参加者数

	R3年度	R4年度	R5.12月
介護講座、実技、 情報交換等	19	24	23
	109	114	117
交流会、レク、 お楽しみ会等	9	12	7
	36	27	20

⑧学生実習受け入れ

※包括支援センター受入分のみ記載

	R3年度	R4年度	R5.12月
のべ日数	9	31	11
実人数	22	15	26

⑨地域ケア個別会議

【主催】地域包括支援センター

【目的】地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた地域での生活を地域全体で支援していく。

また、地域ケア会議は個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいく。

【参加対象】医療・介護等の専門職、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者

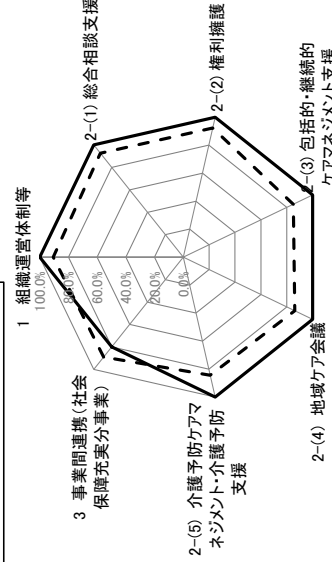
	R3年度	R4年度	R5.12月
回数	17	16	11

■能代市地域包括支援センター 令和4年度運営状況調査に基づく評価レダーチャート (R5年7月調査)

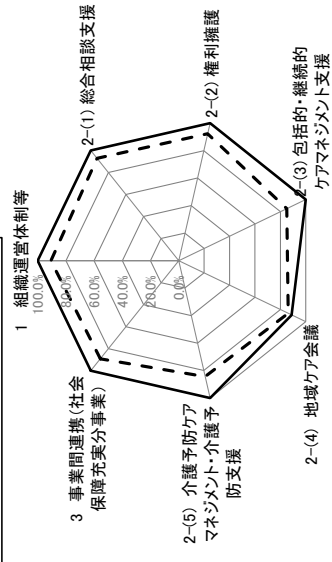
項目	主な内容	本庁包括	北包括	南包括	二ツ井包括	R5 全国調査	(参考) R4全国
1 組織運営体制等	組織の運営体制、個人情報の管理、利用者満足度向上等	100.0%	100.0%	94.7%	94.7%	90.6%	89.6%
2-(1) 総合相談支援	関係機関等ネットワークの情報把握、終結条件、市町村の支援等	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.7%	91.5%
2-(2) 権利擁護	高齢者虐待の対応の流れ、虐待防止の情報共有、消費生活相談窓口等との連携等	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.3%	91.0%
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	介護支援専門員からの相談対応及び支援、研修会・意見交換会等の実施等	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.0%	82.0%
2-(4) 地域ケア会議	地域ケア会議での多職種連携、個別事例のその後のモニタリング、地域課題の検討等	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	86.2%	84.0%
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	ケアプラン等への多様な社会資源の位置づけ、セルフマネジメント推進、進行管理等	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.4%	83.2%
3 事業間連携(社会保険充実分事業)	医療関係者等との事例検討、勉強会への参加、初期集中支援チーム等との連携・協議等	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	89.0%	86.9%

※いずれも実績が各地域包括支援センター、破線が全国平均

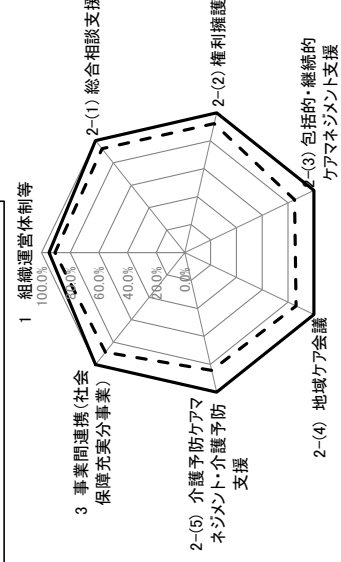
北地域包括支援センター



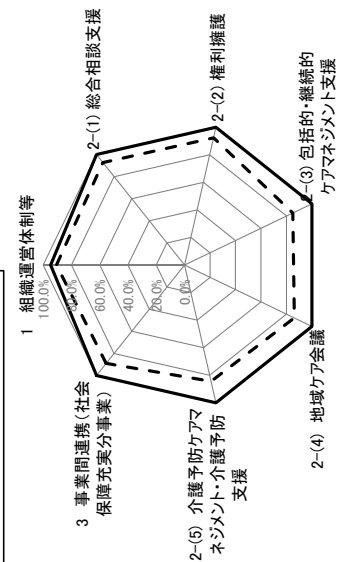
本庁地域包括支援センター



二ツ井地域包括支援センター



南地域包括支援センター



能代市地域包括支援センター 評価指標（令和4年度事業への評価）

市町村指標		センター指標				
市	全国	本庁	北	南	ニッ井	全国
<b>1 組織・運営体制等</b>						
<b>(1) 組織運営体制</b>						
運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	72.8%	○	○	○	○	95.1%
年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	77.1%	○	○	○	○	88.9%
前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	49.3%	○	○	○	○	96.6%
市町村とセンターの間の連絡合を、定期的に開催しているか。	87.3%	○	○	○	○	94.3%
センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	97.4%	○	○	○	○	97.7%
センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種（配置を義務付けているか。	93.9%	○				
センターにおいて、3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されているか。						
【指標が満たなかった理由】 南包括・ニッ井包括で3職種が配置されていないため	74.8%	×	○	×	×	62.2%
センターの3職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（圏域内の高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下であるか。	62.6%	○				
センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	51.4%	○	○	○	○	73.3%
市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。		○	○	○	○	
事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。		○	○	○	○	
市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。		○	○	○	○	
市町村が設置する定期的な連絡合に、毎回出席しているか。		○	○	○	○	
市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。		○	○	○	○	
把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。		○	○	○	○	
3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか。						
【指標が満たなかった理由】 南…保健師、主任介護支援専門員が配置できないため（準ずる者として看護士が配置できないため） ニ…保健師、社会福祉士が配置できないため（準ずる者として看護士、社会福祉士を配置）		○	○	×	×	
市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。		○	○	○	○	

市町村指標		市	全国	センター指標				本庁	北	南	三ツ井	全国
センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。		○	77.1%	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。				○	○	○	○	80.5%
センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。		○	79.8%	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。				○	○	○	○	72.5%
市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。		○	96.5%	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。				○	○	○	○	97.7%
介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。		○	85.8%									
		12	10.1	平均点数・個数				12	12	11	11	10.2
		92.3%	77.4%	平均点数・%				100.0%	100.0%	91.7%	91.7%	85.1%
<b>(2) 個人情報の保護</b>												
個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。		○	95.5%	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。				○	○	○	○	94.5%
個人情報情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。		○	86.0%	個人情報情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。				○	○	○	○	91.5%
				個人情報保護に関する責任者（常勤）を配置しているか。				○	○	○	○	95.1%
センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。		○	91.2%	個人情報情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。				○	○	○	○	76.7%
		3	2.7	平均点数・個数				4	4	4	4	3.6
		100.0%	90.9%	平均点数・%				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	89.5%
<b>(3) 利用者満足の向上</b>												
苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。		○	86.2%	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。				○	○	○	○	97.3%

市町村指標		市	全国	センター指標			
センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターに対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	○	96.4%	○	○	○	○
相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	○	82.8%	○	○	○	○
平均点数・個数	平均点数・個数	3	2.7	3	3	3	2.9
平均点数・%	平均点数・%	100.0%	88.5%	100.0%	100.0%	100.0%	97.1%
1 組織運営体制等 計 点数：個数	1 組織運営体制等 計 平均点数：個数	18	15.4	19	18	18	16.7
1 組織運営体制等 計 点数：%	1 組織運営体制等 計 平均点数：%	94.7%	85.6%	100.0%	100.0%	94.7%	90.6%
<b>2 個別業務</b>							
<b>(1) 総合相談支援業務</b>							
市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加しているか。	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	○	87.9%	○	○	○	○
センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の最終条件を定めているか。	相談事例の最終条件を、市町村と共有しているか。	○	55.1%	○	○	○	79.1%
センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	○	91.5%	○	○	○	95.3%
1年間に於けるセンターの相談件数を把握しているか。	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	○	98.0%	○	○	○	98.6%
センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	○	96.5%	○	○	○	96.4%
センターが対応した家族介護者からの相談について、相談内容・相談内容を把握しているか。	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残留して取りまとめているか。	○	92.1%	○	○	○	91.9%
平均点数・個数	平均点数・個数	6	5.2	6	6	6	5.6
平均点数・%	平均点数・%	100.0%	86.9%	100.0%	100.0%	100.0%	92.7%
<b>(2) 権利擁護業務</b>							
成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	○	84.2%	○	○	○	86.8%
高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	○	94.7%	○	○	○	98.0%



市町村指標		市	全国	センター指標		本庁	北	南	三ツ井	全国
センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	96.2%	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	97.7%					
消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	○	84.0%	消費者被害に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	○	92.3%					
			消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	○	86.6%					
	4	3.6		5	4.6					
	100.0%	89.8%		100.0%	92.3%					
<b>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</b>										
日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。	○	82.7%	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	○	94.0%					
センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	72.3%	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	○	76.9%					
介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	○	54.0%	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づき事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	○	89.5%					
地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができようように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	○	56.3%								
介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	81.6%	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	86.1%					
			介護支援専門員が円滑に業務を行うことができよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	○	82.1%					

市町村指標		センター指標		本庁	北	南	三ツ井	全国
センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	市	全国	75.9%	○	○	○	○	81.4%
平均点数・個数	6	4.2		6	6	6	6	5.1
平均点数・%	100.0%	70.5%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.0%
<b>(4) 地域ケア会議</b>								
地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画が策定し、センターに示しているか。	市	全国	69.8%	○	○	○	○	85.6%
地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。	市	全国	58.8%	○	○	○	○	
センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	市	全国	71.3%	○	○	○	○	85.0%
センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	市	全国	88.5%	○	○	○	○	92.2%
地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	市	全国	88.0%	○	○	○	○	83.4%
センターと協力し、地域ケア会議における個人情報取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	市	全国	80.6%	○	○	○	○	91.2%
地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	市	全国	79.8%	○	○	○	○	86.2%
地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	市	全国	69.2%	○	○	○	○	83.5%
生活援助の訪問回数が多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	市	全国	60.5%	○	○	○	○	
センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	市	全国	77.0%	○	○	○	○	76.6%
【指標が満たなかった理由】 本庁…地域課題の検討は行ったが、十分な検討ができなかったため。				×	○	○	○	

市町村指標		センター指標		本庁	南	北	三ツ井	全国	
センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	市	全国	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	○	○	○	○	92.0%	
センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容を取りまとめ、住民向けに公表しているか。	○	16.4%							
複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。	○	52.0%							
平均点数・個数		13	9.0	平均点数・個数		8	9	9	7.8
平均点数・%		100.0%	69.3%	平均点数・%		88.9%	100.0%	100.0%	86.2%
<b>(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援</b>									
自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	72.2%	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	○	○	○	○	83.6%	
センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	85.5%	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	○	○	○	96.7%	
利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	○	39.0%	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	○	○	○	○	60.8%	
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	68.9%	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	○	○	○	86.1%	
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	68.6%	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	○	○	○	○	95.0%	
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○	95.9%							
平均点数・個数		6	4.3	平均点数・個数		5	5	5	4.5
平均点数・%		100.0%	71.7%	平均点数・%		100.0%	100.0%	100.0%	84.4%
2 個別業務 計 点数：個数		35	26.0	2 個別業務 計 平均点数：個数		30	31	31	27.3
2 個別業務 計 点数：%		100.0%	77.6%	2 個別業務 計 平均点数：%		96.8%	100.0%	100.0%	88.1%

市町村指標		センター指標					本庁		北		南		三ツ井		全国		
3	事業間連携(社会保障充実分事業)		市	全国	センター指標												
	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。		○	75.6%	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	83.9%
	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。		○	83.3%	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	94.1%
	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。		○	88.7%	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	85.5%
認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。		○	92.6%	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	89.4%	
生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。		○	92.4%	生活支援コーディネーターや社会資源における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	92.2%	
3 事業間連携 計 平均点数・個数		5	4.3	3 事業間連携 計 平均点数・個数	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	4.5	
3 事業間連携 計 平均点数・%		100.0%	86.5%	3 事業間連携 計 平均点数・%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	89.0%	

# 令和6年度 能代市地域包括支援センター運営方針（案）

## 1. 方針策定の趣旨

この運営方針は、能代市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の目的、具体的な運営方針等を明確にし、センターの業務が円滑で効果的な実施に資することを目的に定めるものとします。

## 2. センターの目的・設置

センターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、自立した尊厳ある生活を続けられるよう、健康保持、生活の安定に必要な相談や支援を行うことにより、保健、医療及び福祉の向上を包括的かつ継続的に支援することを目的とします。

能代市（以下「市」という。）は、日常生活圏域を「本庁」、「北」、「南」、「二ツ井」の4つに分け、委託によりセンターを設置、運営を行います。

## 3. 基本的な運営方針

市は、「能代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」において、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進することとしております。また、高齢者のみならず、地域の複雑かつ複合的な課題の相談に応じる重層的な支援体制の整備について、関係機関等と連携し支援を進めるとしております。

センターは、「地域包括ケアシステム」の中核的機関として、日常生活圏域ごとのニーズを的確に把握し、関係機関等の協力を得て、地域においてセンターの業務を実施します。

市は、センター運営業務が円滑に実施されるよう支援してまいります。

## 4. 運営における基本視点

### (1) 「公益性」の視点

市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることから、公平・公正で中立性の高い事業運営を行います。

### (2) 「地域性」の視点

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的機関であるため、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

### (3) 「協働性」の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）の3職種がそれぞれの専門性を生かし、相互に連携、協働しながら多様な視点から問題の解決を図るチームアプローチの考え方を基本とします。また、地域の医療・保健・介護の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携・協働の支援体制を構築します。

## 5. センターの業務

### (1) 包括的支援事業

①総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）

②権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）

### (2) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ①介護予防・生活支援サービス事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号）
- ②一般介護予防事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）
- （3）任意事業（法第 115 条の 45 第 3 項）
- （4）指定介護予防支援事業
- （5）その他協力事業等

## 6. 業務推進の方針

### <共通事項>

- （1）事業の計画的実施  
センターは、地域の実情に応じた課題を把握し、実績を踏まえた検証を行い、適正な業務を計画実施します。
- （2）法令等の遵守  
センターの運営にあたり、法ほか関係法令を遵守します。
- （3）職員のスキルアップ  
センター職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修や講演会等に積極的に参加するとともに、各職員が共有し、全体のスキルアップを図ります。
- （4）連携体制  
センターは、市の主催する定例会議に参加し、情報共有と連携・協働を図ります。また、センターは、医療・介護・福祉等関係機関、社会福祉協議会、民生委員、権利擁護センター、生活支援コーディネーター及び地域活動団体等、関係する機関等との連携を強化し、地域高齢者が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。
- （5）個人情報の保護・守秘義務  
センターが収集した情報について、個人情報保護に努めつつ個人の利益を最大限に尊重していきます。
- （6）広報活動  
センターの業務を適切に実施し、地域住民の理解と協力を得るため、広報誌のほか、出前講座、イベント等への積極的な参加により広報活動を実施します。
- （7）緊急時の対応  
夜間や緊急時に備え、予め必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順を定め、対応します。
- （8）相談記録や事例の分類方法  
市の示した方法で整理し、相談システムへ入力・報告します。
- （9）センターの事業評価  
国の統一した指標並びに市独自の指標を用いて評価を行います。組織運営体制、個人情報の管理、利用者満足度の向上、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援以上の項目について評価し、各課題の要因や背景を分析し、解消に向けた方策を検討・実施します。
- （10）地域包括支援センター運営協議会（活力ある高齢化推進委員会）  
市が開催する「地域包括支援センター運営協議会（活力ある高齢化推進委員会）」に、必要に応じて市から依頼があった場合、センター職員が出席し、前年度の活動実績やセンターの課題について発表、委員から出された課題の検討を行います。

### <具体的運営方針>

#### 1. 包括的支援事業

##### （1）総合相談支援事業

### ①総合相談支援

高齢者に関する各種の相談に対し、関係機関等と連携し、総合的に対応するとともに、訪問等により指導及び助言を行います。また、高齢者又はその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続きの受付、代行の便宜を図る等、利用者の立場に立って適切なサービスの調整を行います。

複雑かつ複合的な課題の相談に対し、重層的支援体制整備事業を活用し、3職種が連携して支援を行います。

また適宜必要時にはケース会議を開催し、高齢者の迅速適正な支援を行います。

相談システムへの入力には相談の都度随時行い、市から示された分類に沿って、整理入力を行います。

### ②実態把握

高齢者や家族等から相談を待っているだけでは、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見することが困難であるため、センターは「ニーズ調査」結果や地域のネットワークなどの情報から、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行い、支援が必要な人を浮き上がらせ支援を行います。

また、地域ごとの高齢者の生活ニーズを把握し、地域課題の発見や解決へ繋げていきます。

## (2) 権利擁護事業

### ①高齢者虐待への対応

センターは、高齢者虐待の防止と早期発見に努めます。また、虐待の事例を把握した場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら迅速に適切な対応を行います。あわせて、センターは市が開催する「高齢者虐待コア会議」に参加し、市や関係機関と連携を図りながら、対応・支援を行います。

### ②成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる高齢者には、中核機関等と連携・協力を行いながら、適切な介護サービス等の利用につながるよう支援するとともに、成年後見制度の手続き方法等について説明し、円滑に制度が利用できるよう支援します。

### ③消費者被害への対応

民生委員や介護サービス担当者等と連携し、情報収集に努め被害を未然に防ぐよう支援するとともに、消費生活相談センター等と連携を図り、問題解決に努めます。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

### ①包括的・継続的なケアマネジメント体制整備

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主治医や介護支援専門員等関係機関との連携体制を整備します。

### ②介護支援専門員等への支援

介護支援専門員に対し、日頃から専門的な見地による相談に応じるとともに、困難事例については、地域ケア会議の開催や具体的な支援方針を検討し助言します。

また、介護支援専門員の資質向上のための研修会等を実施します。

### ③地域ケア会議の開催

センターは、法第115条の48に基づき、地域ケア会議を開催し、個別ケースについて自立支援に資するケアマネジメントの支援、困難事例等に対する相談・助言、参加者の資質向上と関係職種の連携を促進します。また、会議のなかでは、地

域課題の検討を行います。なお、地域ケア会議は随時開催することとし、会議のメンバーには長寿いきがい課または市民福祉課の職員を加えることとします。

## 2. 介護予防・日常生活支援総合事業

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

#### ①通所型サービスC（短期集中予防サービス）の実施

高齢者の生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善、リハビリテーションの視点を加え、総合的な予防プログラムによる予防教室を実施します。

#### ②介護予防ケアマネジメントの実施（第1号介護予防支援事業）

基本チェックリストの該当者（事業対象者）等が、生活機能の維持・改善が図られるよう、本人の意欲に働きかけながら目標志向型の計画を作成し、地域での社会参加の機会を増やすようにする等、地域で安心して生活できるよう介護予防ケアマネジメントを行います。

### (2) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の憩いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有するものを活かした自立支援に資する取組みを推進します。

開催については、原則として一定の地域・場所に偏ることなく実施することとします。

## 3. 任意事業

要介護者を在宅で介護している人等を対象とした介護教室、健康相談、介護者同士の交流会等を実施し、在宅介護の継続を支援します。

## 4. 指定介護予防支援事業

要支援1・2と認定された方で訪問看護、通所リハビリなど専門的なサービスを利用する方へ介護予防ケアマネジメントを行います。また、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託することができます。

なお、本事業の実施については、センターは別途法第115条の22の規定による指定介護予防支援事業所の指定をうけることとします。

## 5. その他協力事業等

(1) センターは、次の事業と連携・協力しながら、センター運營業務を行います。

①在宅医療・介護連携推進事業

②生活支援体制整備事業

③認知症総合支援事業

④地域ケア会議推進事業

⑤その他担当する日常生活圏域高齢者に関する事業

(2) 市主催以外の会議等について参加依頼があった際は、各センターで対応することとします。あわせて、会議内容・日程・参加者等について市へ報告することとします。



能代市地域包括支援センター運営方針（案）（新旧対照表）

改正前（令和5年度）	改正後（令和6年度）
<p><b>1. 方針策定の趣旨</b> この運営方針は、能代市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の目的、具体的な運営方針等を明確にし、センターの業務が円滑で効果的な実施に資することを目的に定めるものとします。</p> <p><b>2. センターの目的・設置</b> センターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、自立した尊厳ある生活を続けられるよう、健康保持、生活の安定に必要な相談や支援を行うことにより、保健、医療及び福祉の向上を包括的かつ継続的に支援することを目的とします。 能代市（以下「市」という。）は、日常生活圏域を「本庁」、「北」、「南」、「二ツ井」の4つに分け、委託によりセンターを設置、運営を行います。</p> <p><b>3. 基本的な運営方針</b> 市は、「能代市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、<u>予防、住まい、生活支援が一体的に提供</u>される「地域包括ケアシステムの構築」を<u>推進することとしております。</u></p> <p>センターは、「地域包括ケアシステムの構築」を<u>推進するための中核的</u>機関として、日常生活圏域ごとのニーズを的確に把握し、<u>地域においてセンターの業務を実施します。</u> 市は、センター運営業務が円滑に実施されるよう支援していきま</p> <p><b>4. 運営における基本視点</b> (1)「公益性」の視点 市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であることから、公平・公正で中立性の高い事業運営を行います。</p>	<p><b>1. 方針策定の趣旨</b> ※改正なし</p> <p><b>2. センターの目的・設置</b> ※改正なし</p> <p><b>3. 基本的な運営方針</b> 市は、「能代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」において、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、<u>介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保</u>される「地域包括ケアシステム」を<u>地域の実情に応じて深化・推進することとしております。</u><u>また、高齢者のみならず、地域の複雑かつ複合的な課題の相談に応じる重層的な支援体制の整備について、関係機関等と連携し支援を進めるとしております。</u> センターは、「地域包括ケアシステム」の中核的機関として、日常生活圏域ごとのニーズを的確に把握し、<u>関係機関等の協力を得て、</u>地域においてセンターの業務を実施します。 市は、センター運営業務が円滑に実施されるよう支援していきま</p> <p><b>4. 運営における基本視点</b> ※改正なし</p>

(2) 「地域性」の視点

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的機関であるため、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

(3) 「協働性」の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）の3職種がそれぞれの専門性を生かし、相互に連携、協働しながら多様な視点から問題の解決を図るチームアプローチの考え方を基本とします。また、地域の医療・保健・介護の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携・協働の支援体制を構築します。

## 5. センターの業務

(1) 包括的支援事業

- ① 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）
- ② 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号）
- ② 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）
- ③ 任意事業（法第115条の45第3項）
- ④ 指定介護予防支援事業
- ⑤ その他協力事業等

## 6. 業務推進の方針

### <共通事項>

(1) 事業の計画的実施

センターは、地域の実情に応じた課題を把握し、実績を踏まえた検証を行い、適正な業務を計画実施します。

(2) 法令等の遵守

センターの運営にあたり、法ほか関係法令を遵守します。

(3) 職員のスキルアップ

## 5. センターの業務

※改正なし

## 6. 業務推進の方針

※改正なし

センター職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修や講演会等に積極的に参加するとともに、各職員が共有し、全体のスキルアップを図ります。

(4) 連携体制

センターは、市の主催する定例会議に参加し、情報共有と連携・協働を図ります。また、センターは、医療・介護・福祉等関係機関、社会福祉協議会、民生委員、権利擁護センター、生活支援コーディネーター及び地域活動団体等、関係する機関等との連携を強化し、地域高齢者が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

(5) 個人情報の保護・守秘義務

センターが収集した情報について、個人情報保護に努めつつ個人の利益を最大限に尊重していきます。

(6) 広報活動

センターの業務を適切に実施し、地域住民の理解と協力を得るため、広報誌のほか、出前講座、イベント等への積極的な参加により広報活動を実施します。

(7) 緊急時の対応

夜間や緊急時に備え、予め必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順を定め、対応します。

(8) 相談記録や事例の分類方法

市の示した方法で整理し、相談システムへ入力・報告します。

(9) センターの事業評価

国の統一した指標並びに市独自の指標を用いて評価を行います。組織運営体制、個人情報の管理、利用者満足度の向上、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援以上の項目について評価し、各課題の要因や背景を分析し、解消に向けた方策を検討・実施します。

(10) 地域包括支援センター運営協議会（活力ある高齢化推進委員会）

市が開催する「地域包括支援センター運営協議会（活力ある高齢化推進委員会）」に、必要に応じて市から依頼があった場合、センタ

一職員が出席し、前年度の活動実績やセンターの課題について発表、委員から出された課題の検討を行います。

#### <具体的運営方針>

##### 1. 包括的支援事業

###### (1) 総合相談支援事業

###### ① 総合相談支援

高齢者に関する各種の相談に対し、関係機関等と連携し、総合的に対応するとともに、訪問等により指導及び助言を行います。また、高齢者又はその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続きの受付、代行の便宜を図る等、利用者の立場に立って適切なサービスの調整を行います。

また適宜必要時にはケース会議を開催し、高齢者の迅速適正な支援を行います。

相談システムへの入力は相談の都度随時行い、市から示された分類に沿って、整理入力を行います。

###### ② 実態把握

高齢者や家族等から相談を待っているだけでは、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見することが困難であるため、センターは「ニーズ調査」結果や地域のネットワークなどの情報から、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行い、支援が必要な人を浮き上がらせ支援を行います。

また、地域ごとの高齢者の生活ニーズを把握し、地域課題の発見や解決へ繋げていきます。

###### (2) 権利擁護事業

###### ① 高齢者虐待への対応

センターは、高齢者虐待の防止と早期発見に努めます。また、虐待の事例を把握した場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら迅速に適切な対応を行います。あわせて、センターは市が開催

#### <具体的運営方針>

##### 1. 包括的支援事業

###### (1) 総合相談支援事業

###### ① 総合相談支援

高齢者に関する各種の相談に対し、関係機関等と連携し、総合的に対応するとともに、訪問等により指導及び助言を行います。また、高齢者又はその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続きの受付、代行の便宜を図る等、利用者の立場に立って適切なサービスの調整を行います。

複雑かつ複合的な課題の相談に対し、重層的支援体制整備事業を活用し、3職種が連携して支援を行います。

適宜必要時にはケース会議を開催し、高齢者の迅速適正な支援を行います。

相談システムへの入力は相談の都度随時行い、市から示された分類に沿って、整理入力を行います。

###### ② 実態把握

※改正なし

###### (2) 権利擁護事業

###### ① 高齢者虐待への対応

※改正なし

する「高齢者虐待コア会議」に参加し、市や関係機関と連携を図りながら、対応・支援を行います。

## ②成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる高齢者には、**権利擁護センター等関係機関**と連携・協力をしながら、適切な介護サービス等の利用につながるよう支援するとともに、成年後見制度の手続き方法等について説明し、円滑に制度が利用できるよう支援します。

## ③消費者被害への対応

民生委員や介護サービス担当者等と連携し、情報収集に努め被害を未然に防ぐよう支援するとともに、消費生活相談センター等と連携を図り、問題解決に努めます。

## (3) 包括的・継続的なケアマネジメント事業

### ①包括的・継続的なケアマネジメント体制整備

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主治医や介護支援専門員等関係機関との連携体制を整備します。

### ②介護支援専門員等への支援

介護支援専門員に対し、日頃から専門的な見地による相談に対応するとともに、困難事例については、地域ケア会議の開催や具体的な支援方針を検討し助言します。

また、介護支援専門員の資質向上のための研修会等を実施します。

### ③地域ケア会議の開催

センターは、法第115条の48に基づき、地域ケア会議を開催し、個別ケースについて自立支援に資するケアマネジメントの支援、困難事例等に対する相談・助言、参加者の資質向上と関係職種との連携を促進します。また、会議のなかでは、地域課題の検討を行います。なお、地域ケア会議は随時開催することとし、会議のメンバーには長寿いきがい課または市民福祉課の職員を加えることとします。

## 2. 介護予防・日常生活支援総合事業

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

#### ①通所型サービスC（短期集中予防サービス）の実施

## ②成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる高齢者には、**中核機関等**と連携・協力をしながら、適切な介護サービス等の利用につながるよう支援するとともに、成年後見制度の手続き方法等について説明し、円滑に制度が利用できるよう支援します。

## ③消費者被害への対応

※改正なし

## (3) 包括的・継続的なケアマネジメント事業

※改正なし

## 2. 介護予防・日常生活支援総合事業

※改正なし

高齢者の生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善、リハビリテーションの視点を加え、総合的な予防プログラムによる予防教室を実施します。

## ②介護予防ケアマネジメントの実施（第1号介護予防支援事業）

基本チェックリストの該当者（事業対象者）等が、生活機能の維持・改善が図られるよう、本人の意欲に働きかけながら目標志向型の計画を作成し、地域での社会参加の機会を増やすようにする等、地域で安心して生活できるよう介護予防ケアマネジメントを行います。

### (2) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の憩いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有するものを活かした自立支援に資する取組みを推進します。

開催については、原則として一定の地域・場所に偏ることなく実施することとします。

### 3. 任意事業

要介護者を在宅で介護している人等を対象とした介護教室、健康相談、介護者同士の交流会等を実施し、在宅介護の継続を支援します。

### 3. 任意事業

※改正なし

### 4. 指定介護予防支援事業

要支援1・2と認定された方で訪問看護、通所リハビリなど専門的なサービスを利用する方へ介護予防ケアマネジメントを行います。また、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託することができます。

なお、本事業の実施については、センターは別途法第115条の2の規定による指定介護予防支援事業所の指定をうけることとします。

### 4. 指定介護予防支援事業

※改正なし

### 5. その他協力事業等

(1) センターは、次の事業と連携・協力しながら、センター運営業務を行います。

### 5. 指定介護予防支援事業

※改正なし

①在宅医療・介護連携推進事業

②生活支援体制整備事業

③認知症総合支援事業

④地域ケア会議推進事業

⑤その他担当する日常生活圏域高齢者に関する事業

(2) 市主催以外の会議等について参加依頼があった際は、各センターで対応することとします。あわせて、会議内容・日程・参加者等について市へ報告することとします。